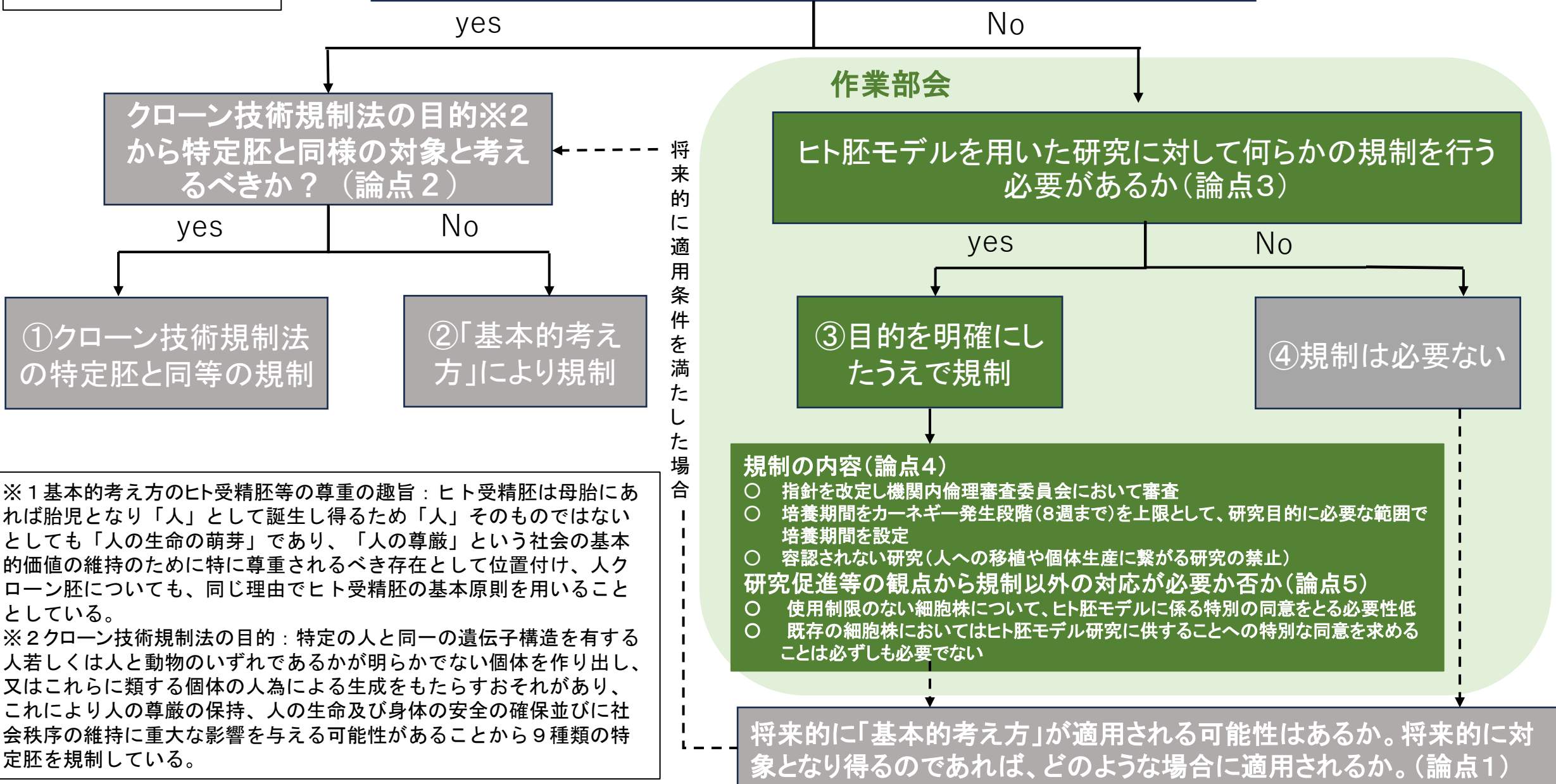
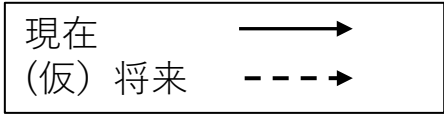


ヒト胚モデルは、「基本的考え方」のヒト受精卵等の尊重の趣旨※1に基づき適用の対象と考えるべきか(論点1)



※1 基本的考え方のヒト受精卵等の尊重の趣旨：ヒト受精卵は母胎にあれば胎児となり「人」として誕生し得るため「人」そのものではないとしても「人の生命の萌芽」であり、「人の尊厳」という社会の基本的価値の維持のために特に尊重されるべき存在として位置付け、人クローン胚についても、同じ理由でヒト受精卵の基本原則を用いることとしている。

※2 クローン技術規制法の目的：特定の人と同一の遺伝子構造を有する人若しくは人と動物のいずれであるかが明らかでない個体を作り出し、又はこれらに類する個体の人為による生成をもたらすおそれがあり、これにより人の尊厳の保持、人の生命及び身体の安全の確保並びに社会秩序の維持に重大な影響を与える可能性があることから9種類の特定胚を規制している。

将来的に適用条件を満たした場合

- 規制の内容(論点4)**
- 指針を改定し機関内倫理審査委員会において審査
 - 培養期間をカーネギー発生段階(8週まで)を上限として、研究目的に必要な範囲で培養期間を設定
 - 容認されない研究(人への移植や個体生産に繋がる研究の禁止)
- 研究促進等の観点から規制以外の対応が必要か否か(論点5)**
- 使用制限のない細胞株について、ヒト胚モデルに係る特別の同意をとる必要性低
 - 既存の細胞株においてはヒト胚モデル研究に供することへの特別な同意を求めることは必ずしも必要でない

将来的に「基本的考え方」が適用される可能性はあるか。将来的に対象となり得るのであれば、どのような場合に適用されるか。(論点1)

<参考>

「基本的考え方」のヒト受精胚等の尊重の趣旨



母胎内にあれば胎児となり「人」として誕生し得る「人の生命の萌芽」なのだから
尊重されるべき

クローン技術規制法の目的



クローン（同じ遺伝子）人間や動物の亜種は人の尊厳の保持、社会秩序の維持等に
重大な影響を与える可能性があるから特定胚を規制